

1 本統計表の説明

この統計表は、人事統計報告に関する政令（昭和 41 年政令第 12 号）に基づき作成される、職員の在職関係に関する統計報告のうち、常勤職員在職状況統計報告、検察官在職状況統計報告、再任用職員在職状況統計報告、休職状況統計報告及び非常勤職員在職状況統計報告について集計したものである。

なお、行政執行法人の職員は、これらの統計報告には含まれていない。

(1) 常勤職員在職状況統計表

常時勤務を要する官職を占める職員に関する統計表である。

他の統計表に計上している検察官、再任用職員及び休職・派遣・休業職員並びに常勤労務者等（国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員を示す。以下同じ。）は含まれていない。

- 俸給表別の表は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項に規定する俸給表のほか、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）第 7 条第 1 項に規定する俸給表、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成 9 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める俸給表ごとに区分した。
- 年齢区分別の表は、翌年 4 月 1 日現在の年齢により、5 歳階級に区分した。

(2) 検察官在職状況統計表

検察官に関する統計表である。休職・派遣・休業状況統計表に計上している職員は含まれていない。

- 号別の表は、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）第 2 条に定める俸給月額により、区分した。

(3) 再任用職員在職状況統計表

再任用職員に関する統計表である。休職・派遣・休業状況統計表に計上している職員は含まれていない。

○ 再任用職員の制度は、次のとおりに区分した。

なお、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 61 号。以下「令和３年国家公務員法等改正法」という。）附則第 6 条第 1 項から第 7 項までの各項（第 3 項から第 5 項を除く）に該当する職員は、それぞれ該当する項目に計上する。

- ① 定年前再任用短時間勤務…国家公務員法第 60 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員
- ② 暫定再任用……………令和 3 年国家公務員法等改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員
- ③ 暫定再任用短時間勤務……令和 3 年国家公務員法等改正法附則第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員

(4) 休職・派遣・休業状況統計表

職員の休職、派遣及び休業の状況に関する統計表である。常勤労務者等は含まれていない。

○ 休職・派遣・休業状況統計表で用いられている事由は、次のとおりに区分した。

- ① 休職……国家公務員法第 79 条の規定により休職にされている職員及び同法第 108 条の 6 第 1 項ただし書の許可を受けている職員を示す。

② 派遣

ア 国際機関派遣

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

イ 交流派遣

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）第 8 条第 2 項に規定する交流派遣職員を示す。

ウ 法科大学院派遣

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号）第 11 条第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

エ 弁護士職務経験

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成 16 年法律第 121 号）第 2 条第 4 項の規定により弁護士となってその職務を行う職員を示す。

オ 福島相双復興推進機構派遣

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

カ 福島イノベーション・コースト構想推進機構派遣

福島復興再生特別措置法第 89 条の 3 第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

キ 国際博覧会協会派遣

令和 7 年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）第 25 条第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

ク 国際園芸博覧会協会派遣

令和 9 年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和 4 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

③ 休業

ア 育児休業

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条の規定により育児休業をしている職員を示す。

イ 自己啓発等休業

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 2 条第 5 項に規定する自己啓発等休業をしている職員を示す。

ウ 配偶者同行休業

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）
第 2 条第 4 項に規定する配偶者同行休業をしている職員を示す。

(5) 非常勤職員在職状況統計表

常時勤務を要しない官職を占める職員に関する統計表である。

定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに休職・派遣・休業状況統計表に計上している職員は含まれていない。

○ 職名の分類

この統計表で用いられている職名の分類は、次のとおりに区分した。

- ① 「事務補助職員」：事務的業務を補助する職員
（例）事務補佐員等
- ② 「技術補助職員」：技術的業務を補助する職員
（例）技術補佐員、検査補助員等
- ③ 「技能職員」：特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員
（例）自動車運転手、電話交換手、調理師等
- ④ 「労務職員」：労務に服する職員
（例）用務員、守衛、宿舍管理人、労務作業員、清掃員、炊事人等
- ⑤ 「医療職員」：医療業務に従事する職員
（例）医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士等
- ⑥ 「教育職員」：学校その他において教育、研究、指導等に従事する職員
（例）講師、指導員、客員教授等
- ⑦ 「専門職員」：専門的業務に従事する職員で⑤及び⑥に掲げる職員以外のもの
（例）調査員、研究員、通訳人等
- ⑧ 「統計調査職員」：統計調査的業務に従事する職員
（例）統計調査員、統計指導員等
- ⑨ 「委員顧問参与等職員」：委員、専門委員、調査委員、試験委員、審査委員、調停委員、顧問、参与、評議員その他これらに準ずる職員
- ⑩ 「その他の職員」：①から⑨までのいずれの分類にも属さない職員

○ 雇用形態の分類

この統計表で用いられている雇用形態の分類は、次のとおりに区分した。

① [A]

人事院規則 8－12（職員の任免）第 4 条第 13 号に定める期間業務職員

a [A－イ]

[A] の職員であって、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（人事院規則 15－15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 2 条第 2 項又はこれに準ずる他の法令の規定（以下「勤務時間等に関する規則等」という。）により、4 週間を超えない範囲内で週を単位として勤務時間等に関する規則等の定める期間ごとの期間につき常勤職員の 1 週間当たりの勤務時間以上の勤務時間が定められ、かつ、勤務した日を含む。以下「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて 6 月を超える職員（その職員に定められている任期が 6 月を超える場合を含む。）なお、勤務日数には、勤務時間等に関する規則等により 4 週間を超えない範囲内で週を単位として勤務時間等に関する規則等の定める期間ごとの期間において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）第 6 条第 3 項又はこれに準ずる他の法令の規定の例に準じて取り扱うものとされている勤務時間を定めない日を含むものとする。

b [A－ロ]

[A] の職員であって、[A－イ] 以外の職員

② [B]

期間業務職員以外の非常勤職員